



被用者年金制度一元化後の年金の掛金

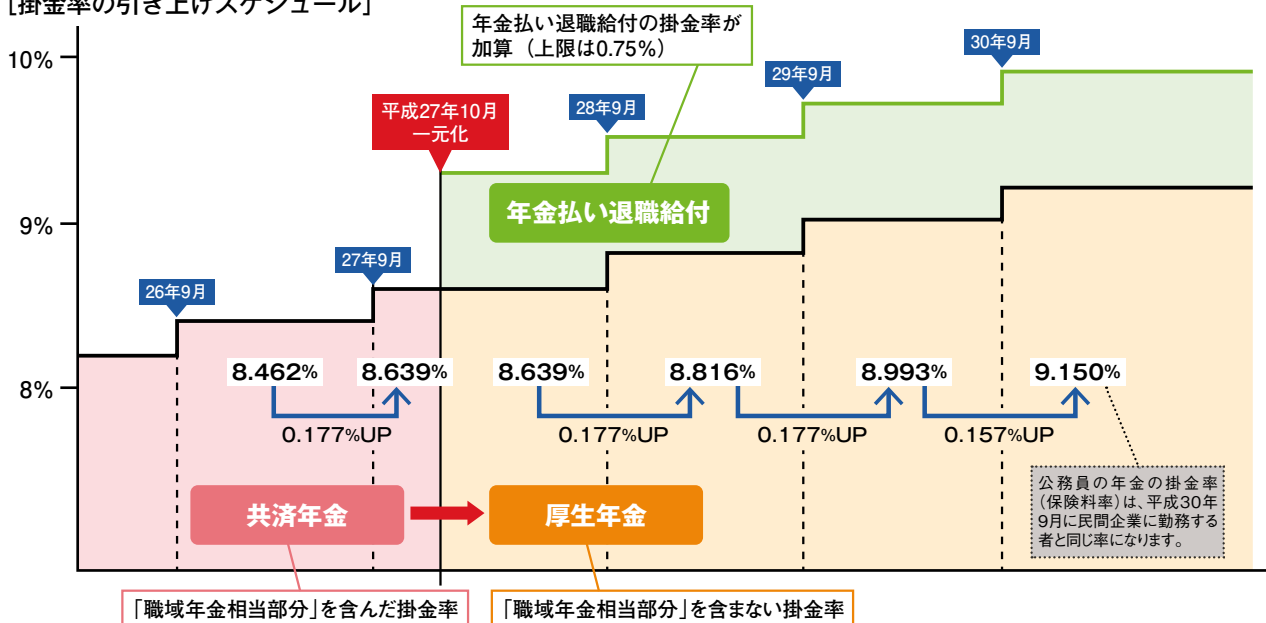
平成27年10月からの被用者年金制度の一元化によって、「年金の掛金（保険料）がどのようになるのか」をご説明します。

年金の掛金率（保険料率）はどう変わる？

年金の掛金率は、下の図のように平成30年9月まで順次引き上げられます。

また、平成27年10月の一元化後は、共済年金の「職域年金相当部分」に代わる新たな制度として「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が創設され、その分の掛金率が0.75%を上限として加算されます。

【掛金率の引き上げスケジュール】



年金の掛金（月額）の算定事例

例 共済花子さん（組合員）の場合
（基本給等を同額とした場合）



基本給（給料の調整額および教職調整額を含む）	352,000円
諸手当（基本給の25%で仮定）	88,000円
標準報酬月額	440,000円

共济年金 の掛金

基本給×1.25×上の図の掛金率

平成26年9月～	平成27年9月
37,232円	38,011円

779円UP

厚生年金 + 年金払い退職給付 の掛金*（合計）

標準報酬月額×上の図の掛金率

平成27年10月～	平成28年9月～	平成29年9月～	平成30年9月～
41,312円	42,090円	42,869円	43,560円

778円UP

779円UP

691円UP

*年金払い退職給付の掛金率は0.75%（上限）で計算しています。

また、掛金は端数処理をしています。

掛金（保険料）の算定の基礎となる標準報酬月額については、本誌9月号13～14ページをご覧ください。

ミッドライフクライシス……人生の分岐点で立ち止まって考える

40歳前後の人が自分の人生を振り返るとともにこれからの見据えて、このままでいいのかと自己像や価値観に揺らぎを感じる。日本語では「中年の危機」。体力、気力でライフステージを駆け上がった30代とは異なり、40歳になると病気をしたり、親を看取ったりと今までにない経験が押し寄せる。危機感や不安を抱く時期だが、ここで自分を見つめ直すことで、人生の後半戦の充実した戦略を立てられると考えよう。

はみだしキーワード
トレンド

2014年12月号
教職員のための
共済フォーラム